

## 徳島大学入学料及び授業料の免除に関する選考基準

平成7年11月28日  
学 長 裁 定

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この基準は、徳島大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、入学料及び授業料免除者の選考等に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 入学料免除

#### (入学料免除者)

第2条 規則第2条第1号による入学料免除の対象となる者は、本学の大学院教育部に入学する者であって、本人の属する世帯の前年の総所得金額が「授業料免除選考基準の運用について」（平成13年3月28日文科科学省高等教育局長通知。以下「局長通知」という。）による全額免除に係る収入基準額又は半額免除に係る収入基準額以下で、入学試験の成績の順位が上位2分の1以内の者とする。

2 規則第2条第2号による入学料免除の対象となる者は、本学の学部又は大学院教育部（以下「学部等」という。）に入学する者（私費外国人留学生を除く。）で、入学前1年以内に主として学資を負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学部等に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が極めて困難な場合であって、原則として本人の属する世帯の前年の総所得金額が局長通知による全額免除に係る収入基準額又は半額免除に係る収入基準額以下の者とする。

3 規則第2条第3号による入学料免除の対象となる者は、次に掲げる各号の一に該当する者（私費外国人留学生を除く。）であって、原則として本人の属する世帯の前年の総所得金額が局長通知による全額免除に係る収入基準額又は半額免除に係る収入基準額以下の者とする。

ただし、学部に入学者に対する第2号、第3号及び第4号の適用については、学生委員会により特別の理由がある者として認められた場合に限り、適用することができるものとする。

(1) 入学前1年以内において、学資負担者が失踪又は行方不明になった場合

(2) 入学前1年以内において、学資負担者が、事業の倒産、失職等により家計が急変した場合

(3) 生活保護法による被保護世帯の者であって母子若しくは父子世帯の者又は孤児

(4) 学資負担者が、重度の障害者又は長期療養者（6ヶ月以上）で就業不能の状態の場合

#### (入学料免除者の判定)

第3条 入学料免除者の判定は、局長通知による算定方法に基づき、本人の属する世帯の前年の総所得金額から算定した家計評価額により、困窮度の高い者から順位を付して行うものとする。

#### (私費外国人留学生)

第4条 私費外国人留学生の入学料免除における総所得金額については、本人（配偶者のある場合は、配偶者を含む。）の収入（本国からの定期的な送金を含む。）及び奨学金をもって充てるものとする。

### 第3章 授業料免除

#### (授業料免除者)

第5条 規則第9条第1項第1号による授業料免除の対象となる者は、本人の属する世帯の前年の総所得金額が局長通知による全額免除に係る収入基準額又は半額免除に係る収入基準額以下の者で、第7条に定める学力の基準を満たしている者とする。ただし、大学院教育部に在学する者のうち、次の各号のいずれにも該当する者については、独立生計者として認定し、本人（配偶者を含む。）の前年の総所得金額が局長通知による全額免除に係る収入基準額又は半額免除に係る収入基準額以下の者で、第7条に定める学力の基準を満たしている者とする。

- (1) 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
- (2) 父母等と別居している者
- (3) 本人（配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、かつ、所得証明が発行される者

2 規則第9条第1項第2号による授業料免除の対象となる者は、原則として本人の属する世帯の前年の総所得金額が局長通知による全額免除に係る収入基準額又は半額免除に係る収入基準額以下の者とする。

3 規則第9条第1項第3号による授業料免除の対象となる者は、次に掲げる各号の一に該当する者であって、原則として本人の属する世帯の前年の総所得金額が局長通知による全額免除に係る収入基準額又は半額免除に係る収入基準額以下の者とする。

ただし、第3号から第6号に該当する者は、特別の理由がある者として、第7条に定める学力の基準を満たし、独立行政法人日本学生支援機構奨学生の特例推薦に係る収入金額の範囲を超えないものとする。

- (1) 授業料の各期ごとの納期前6ヶ月以内（新入学生は、入学前1年以内）において、学資負担者が失踪又は行方不明になった場合
- (2) 授業料の各期ごとの納期前6ヶ月以内（新入学生は、入学前1年以内）において、学資負担者が事業の倒産、失職等により家計が急変した場合
- (3) 授業料の各期ごとの納期の6ヶ月より前（新入学生は、入学の1年より前）から、第1号及び前号に掲げる場合と同等の事情があると認められる世帯の者
- (4) 生活保護法による被保護世帯の者
- (5) 母子若しくは父子世帯の者又は孤児
- (6) 障害者又は長期療養者（6ヶ月以上）を含む世帯の者

4 前3項の免除者の選考に当たっては、学修活動において態度行動が学生にふさわしくないと判断される場合は、対象から除外する。

#### (授業料免除者の判定)

第6条 授業料免除者の判定は、局長通知による算定方法に基づき、本人の属する世帯の前年の総所得金額から算定した家計評価額により、困窮度の高い者から順位を付して行うものとする。ただし、本人等が受けている奨学金（給付奨学金に限る。）及び前年のアルバイト収入は、総所得金額に加算するものとし、本人の授業料相当額は、控除の対象とはしないものとする。

#### (学力の基準)

第7条 学力の基準は、次のとおりとする。

- (1) 学部1年次の場合は、高等学校の調査書における学業成績の平均値が3.5以上、又は学科等における入学試験の成績の順位が上位3分の1以内とする。ただし、規則第9条第

1 項第 3 号の特別な事情による授業料免除申請の場合は、上記にかかわらず、高等学校の調査書における学業成績の平均値が 3.3 以上、又は学科等における入学試験の成績の順位が上位 2 分の 1 以内とする。

- (2) 学部 2 年次以上の場合は、標準修得単位を修得し、学年の前年までの成績の順位が上位 2 分の 1 以内とする。ただし、規則第 9 条第 1 項第 3 号の特別な事情による授業料免除申請の場合は、上記にかかわらず、標準修得単位を修得し、学年の前年までの成績の順位が上位 3 分の 2 以内とする。
- (3) 大学院教育部 1 年次の場合は、入学試験の成績の順位が上位 2 分の 1 以内とする。ただし、規則第 9 条第 1 項第 3 号の特別な事情による授業料免除申請の場合は、上記にかかわらず、入学試験の成績の順位が上位 3 分の 2 以内とする。
- (4) 大学院教育部 2 年次以上の場合は、大学院教育部における前年までの成績の順位が上位 2 分の 1 以内とする。ただし、規則第 9 条第 1 項第 3 号の特別な事情による授業料免除申請の場合は、上記にかかわらず、大学院教育部における前年までの成績の順位が上位 3 分の 2 以内とする。
- (5) 申請の前年に留年した者又は最短修業年限を超えた者で授業料免除の対象となる場合は次のとおりとする。

この場合、授業料免除の申請にかかる学業成績については、当該留年等の前年における成績の順位が上位 2 分の 1 以内とする。ただし、規則第 9 条第 1 項第 3 号の特別な事情による授業料免除申請の場合は、上記にかかわらず、学科等における当該留年等の前年までの成績の順位が上位 3 分の 2 以内とする。

イ 長期療養のため休学した場合、休学期間に満たない期間の病気のために単位修得ができなかった場合及び単位修得試験の当日の病気により単位修得ができなかった場合

なお、病気には外傷を含むが、法令等に違反した行為が病気の原因である場合は除く。

ロ 留学のため単位修得ができなかった場合

ただし、本来の学業修得のため真に有益であるとは認められない留学や留学期間がおおむね半年未満の留学は除く。

ハ 大学院教育部学生であって、研究テーマ、研究方法等、本人の側の事情によらない理由で留年又は最短修業年限を超過した場合

ニ 出産・育児のために休学した場合

ホ 国又は地方公共団体等の求めに応じ、休学して公共的な事業に参加した場合

ヘ 学資負担者の不在や被保護世帯のため、学業と平行して学資獲得のためのアルバイト又は常勤の業に就いた場合

ト 本人が身体障害者である場合

チ その他学長がこれらと同等以上の事情があると特に認めた場合

なお、国家試験等の受験、大学院の受験、転学・転学部等の受験、就職のためなど、自己都合により留年又は最短修業年限を超えた場合は除く。

- (6) 前号の事由により授業料免除を行う場合でも、留年又は最短修業年限超過の期間は、原則として 1 年間とする。

ただし、学長が真にやむを得ない事由があると特に認めた場合には、1 年を超えることができる。

(私費外国人留学生)

第 8 条 私費外国人留学生の授業料免除における総所得金額については、本人（配偶者のある場合は、配偶者を含む。）の収入（本国からの定期的な送金を含む。）及び奨学金をもって充

てるものとする。

- 2 私費外国人留学生の授業料免除における学力の基準については、第7条の規定にかかわらず、各学部等において別に定めるものとする。

#### 第4章 申請書類等

(申請書類)

第9条 規則第2条各号に規定する入学料の免除及び同第9条第1項各号に規定する授業料の免除を受けようとする者は、「別表1」に掲げる書類を提出するものとする。

- 2 私費外国人留学生が規則第2条第1号に規定する入学料の免除及び同第9条各号に規定する授業料の免除を受けようとする場合は、前項に定める書類のほか、指導教員の意見書(様式自由)を提出するものとする。

(対象要件等)

第10条 徳島大学入学料及び授業料の免除の対象要件は、「別表2」のとおりとし、この基準の運用について必要な書類は、学生委員会が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 徳島大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する選考基準(昭和61年4月10日学長裁定)は廃止する。

附 則

この基準は、平成8年8月15日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成18年10月16日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年11月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年5月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年7月23日から施行する。

別表 1

免除等の項目		申請書類
入学料免除	規則第2条第1号によるもの	① 規則第3条に規定する入学料免除申請書 (様式第1号) ② 規則第3条第1号に規定する生計状況調査書 (様式第2号) ③ 家庭調書(別紙1) ④ その他学長が必要と認める書類
	規則第2条第2号によるもの	① 規則第3条に規定する入学料免除申請書 (様式第1号) ② 規則第3条第1号に規定する生計状況調査書 (様式第2号) ③ 家庭調書(別紙1) ④ 規則第3条第2号に規定する学資負担者の死亡を証明する書類又は規則第3条第3号に規程する罹災状況調査書(様式第3号) ⑤ その他学長が必要と認める書類
	規則第2条第3号によるもの	① 規則第3条に規定する入学料免除申請書 (様式第1号) ② 規則第3条第1号に規定する生計状況調査書 (様式第2号) ③ 家庭調書(別紙1) ④ 学資負担者の死亡又は風水害等の災害に準じる特別な理由について証明された書類 ⑤ その他学長が必要と認める書類

免除等の項目		申請書類
授 業 料 免 除	規則第9条第1項第1号 によるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 規則第10条に規定する授業料免除申請書 (様式第5号)</li> <li>② 規則第3条第1号に規定する生計状況調査書 (様式第2号)</li> <li>③ 家庭調書(別紙1)</li> <li>④ その他学長が必要と認める書類</li> </ul>
	規則第9条第1項第2号 によるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 規則第10条に規定する授業料免除申請書 (様式第5号)</li> <li>② 規則第3条第1号に規定する生計状況調査書 (様式第2号)</li> <li>③ 家庭調書(別紙1)</li> <li>④ 規則第3条第2号に規定する学資負担者の死亡 を証明する書類又は規則第3条第3号に規定す る罹災状況調査書(様式第3号)</li> <li>⑤ その他学長が必要と認める書類</li> </ul>
	規則第9条第1項第3号 によるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 規則第10条に規定する授業料免除申請書 (様式第5号)</li> <li>② 規則第3条第1号に規定する生計状況調査書 (様式第2号)</li> <li>③ 家庭調書(別紙1)</li> <li>④ 学資負担者の死亡又は風水害等の災害に準じる 特別な理由について証明された書類</li> <li>⑤ その他学長が必要と認める書類</li> </ul>

## 徳島大学入学料及び授業料の免除の対象要件

## I. 入学料免除

		実施可能額
大学院 学生	<p>1 規則第2条第1号：大学院に入学する者で、経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業が優秀である者</p> <p>2 規則第2条第2号：入学前1年以内に学資負担者が死亡、又は風水害等の災害を被った者</p> <p>3 規則第2条第3号：前号に準ずる者（準ずる者については、選考基準第2条第3項参照）</p> <p>選考基準第2条第3項</p> <p>(1)入学前1年以内において、学資負担者が失踪又は行方不明になった場合</p> <p>(2)入学前1年以内において、学資負担者が、事業の倒産、失職等により家計が急変した場合</p> <p>(3)生活保護法による被保護世帯の者であって母子若しくは父子世帯の者又は孤児</p> <p>(4)学資負担者が、重度の障害者又は長期療養者（6ヶ月以上）で就業不能の状態の場合</p>	<p>入学料収入 予定額の</p> <p>4%</p>
学部 学生	<p>1 規則第2条第1号：学部学生は、適用除外</p> <p>2 規則第2条第2号：入学前1年以内に学資負担者が死亡、又は風水害等の災害を被った者</p> <p>3 規則第2条第3号：前号に準ずる者（準ずる者については、選考基準第2条第3項参照）</p> <p>選考基準第2条第3項</p> <p>(1)入学前1年以内において、学資負担者が失踪又は行方不明になった場合</p> <p>(2)入学前1年以内において、学資負担者が、事業の倒産、失職等により家計が急変した場合</p> <p>(3)生活保護法による被保護世帯の者であって母子若しくは父子世帯の者又は孤児</p> <p>(4)学資負担者が、重度の障害者又は長期療養者（6ヶ月以上）で就業不能の状態の場合</p> <p>ただし、(2),(3),(4)については、学生委員会により、特別の理由がある者として認められた場合に限り、適用することができる。</p>	<p>入学料収入 予定額の</p> <p>0.5%</p>

II. 授業料免除

		実施可能額
大学院学生（修士・博士前期課程）及び学部学生	<p>1 規則第9条第1号：経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業が優秀である者</p> <p>2 規則第9条第2号：授業料の各期ごとの納期前6ヶ月以内（新入学生は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡、又は風水害等の災害を被った者</p> <p>3 規則第9条第3号：前号に準ずる者（準ずる者については、選考基準第5条第3項参照）</p> <p>選考基準第5条第3項</p> <p>(1) 授業料の各期ごとの納期前6ヶ月以内（新入学生は、入学前1年以内）において、学資負担者が失踪又は行方不明になった場合</p> <p>(2) 授業料の各期ごとの納期前6ヶ月以内（新入学生は、入学前1年以内）において、学資負担者が、事業の倒産、失職等により家計が急変した場合</p> <p>(3) 授業料の各期ごとの納期の6ヶ月より前（新入学生は、入学の1年より前）から、第1号及び前号に掲げる場合と同等の事情があると認められる世帯の者</p> <p>(4) 生活保護法による被保護世帯の者</p> <p>(5) 母子若しくは父子世帯の者又は孤児</p> <p>(6) 障害者又は長期療養者（6ヶ月以上）を含む世帯の者</p> <p>ただし、(3)から(6)については、特別の理由がある者で、①成績は、学部1年次にあつては調査書の平均値が3.3以上又は入試の順位が上位2分の1以内、学部2年次以上及び大学院生にあつては上位3分の2以内、②家計は、収入基準額の10%程度の超過は可とし、特例として、免除の対象とすることができる。</p>	<p>授業料収入 予定額の</p> <p>8.3 %</p>
大学院学生（博士・博士後期課程）	<p>1 規則第9条第1号：経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業が優秀である者</p> <p>2 規則第9条第2号：授業料の各期ごとの納期前6ヶ月以内（新入学生は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡、又は風水害等の災害を被った者</p> <p>3 規則第9条第3号：前号に準ずる者（準ずる者については、選考基準第5条第3項参照）</p> <p>選考基準第5条第3項</p> <p>(1) 授業料の各期ごとの納期前6ヶ月以内（新入学生は、入学前1年以内）において、学資負担者が失踪又は行方不明になった場合</p> <p>(2) 授業料の各期ごとの納期前6ヶ月以内（新入学生は、入学前1年以内）において、学資負担者が、事業の倒産、失職等により家計が急変した場合</p> <p>(3) 授業料の各期ごとの納期の6ヶ月より前（新入学生は、入学の1年より前）から、第1号及び前号に掲げる場合と同等の事情があると認められる世帯の者</p> <p>(4) 生活保護法による被保護世帯の者</p> <p>(5) 母子若しくは父子世帯の者又は孤児</p> <p>(6) 障害者又は長期療養者（6ヶ月以上）を含む世帯の者</p> <p>ただし、(3)から(6)については、特別の理由がある者で、①成績は、上位3分の2以内、②家計は、収入基準額の10%程度の超過は可とし、特例として、免除の対象とすることができる。</p>	<p>授業料収入 予定額の</p> <p>12.5 %</p>